

第 1 章 計画の概要

1. 背景

我が国の刑法犯の認知件数は平成 14 年にピークを迎えたがのち年々減少しており、平成 28 年は戦後最少となった。他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者（注 1）の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成 28 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高い 48.7 パーセントとなった。

こうした状況を受け、国において、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号、以下「推進法」という。）が施行された。また、推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画が策定された。

推進法では、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや「都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」ことが明示された。

なお、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて設定された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称 SDGs）について、日本政府が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においても、「平和と安全・安心社会の実現」が優先課題の 1 つとされており、優先課題に対する取組をとりまとめた「SDGs アクションプラン 2019」の中でも「犯罪や非行をした者の再犯防止」が掲げられている。

重大な犯罪ではなく、比較的軽微な犯罪を繰り返す者の中には、安定した仕事や住居がない者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が存在する。国においては、犯罪をした者等の抱えている課題解消に向けて、さまざま社会復帰支援のための取組を実施しているところであるが、原則として刑事司法手続きの中に限られる。刑事司法関係機関のみの取組には限界があることから、再犯防止施策は、国だけでなく、地方公共団体、民間協力者と緊密に連携協力し、総合的に取組を進めていく必要がある。

地方公共団体には、基本的には犯罪をした者等に特化した支援サービスはなく、一般市民を対象としている各種行政サービスを通じて支援を行うことになる。そのため、これまで、地方公共団体には、犯罪をした者等の再犯を防止する観点で支援を実施してきたことはなく、犯罪をした者等の課題に対する知見や支援のノウハウが十分備わっているとは言い難い。

国、民間協力者、地方公共団体が、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に

推進していくためには、大阪市としても犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現のために再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、市が取り組むべき再犯防止施策の方向性及び重点的な取組を明らかにすることが必要であることから、ここに、大阪市再犯防止推進計画を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定する。大阪市が個別の施策体系に基づき実施している各種の施策・事業について、再犯防止の推進の観点から取りまとめたものであり、「大阪市地域福祉基本計画」などの関連計画と、整合及び連携を図る。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とする。国の「再犯防止推進計画」(計画期間：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)の実績及び次期計画の内容、並びに本計画に基づく施策の進捗状況を踏まえた上で、次期計画を策定することができるよう3年間とするもので、次期計画の期間は、国と同様に5年間とする予定である。

4. 定義

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含む。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを含む。)とする。

5. 基本方針

推進法第3条の規定を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとする。

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯防止に関する施策を推進すること。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

6. 主な取組

前項で記した基本方針にのっとり、国の再犯防止推進計画における重点課題に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地方公共団体として特に重要な課題について、次のとおり主な取組を定める。

- (1) 就労の確保のための取組
- (2) 住居の確保のための取組
- (3) 高齢者又は障がいのある者等への支援のための取組
- (4) 薬物依存を有する者への支援のための取組
- (5) 学校における修学支援と地域と連携した非行防止のための取組
- (6) 関係機関・団体との連携促進及び民間協力者の活動の促進のための取組

7. めざす姿

犯罪の責任等を自覚するとともに、犯罪被害者の心情等を理解し、立ち直りを希求するものの、多くの困難を抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、社会全体の理解と関心を高めるとともに、国、府、民間団体その他の関係者と連携、協力し、再犯を防止し、もって、市民が犯罪による被害を受けることのない安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。